様式第3号（第4条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **公共基準点使用承認書**  　 　　　　　　　　　号  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　年　　月 　日  　　　　　　　　　　　殿  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　御杖村長  （公印省略）  御杖村公共基準点管理保全要綱第4条第2項の規定により､次のとおり公共基準点の使用を承認します。 | | |
| 使用目的 | |  |
| 使用期間 | | 年 　月　 日から　　　年　　月　　日まで（　　日間　） |
| 測量地域 | |  |
| 使用する公共基準点 | | 計　　　　点 |
| 測量方法 | |  |
| 測　量　作　業　機　関 | 名　称 |  |
| 担当者 |  |
| 所在地 |  |
| 承認条件  　　1　別紙の公共基準点の使用条件を遵守すること。  　　2　使用終了後は、公共基準点現況及び使用報告書に次の書類を添付して、村長に提出すること。  　　　（1）　精度管理表  　　　（2）　成果表､網図の写し等  　　　（3）　その他村長が必要と認める書類等 | | |

別　紙

公共基準点の使用条件

1　作業者は、施設内にある公共基準点の使用にあたって､あらかじめ立ち入る施設の管理者に計画機関名､作業機関名､作業目的､連絡先などを連絡し､立ち入りの承諾を得ること。

2　作業者の施設内の立ち入り時間は､日曜日を除く午前９時から午後５時までを原則とする。ただし、管理者から指定された場合はそれに従うこと。

3　作業者は､使用時に「公共基準点使用承認書」の写しを常時携行すること。

4　作業者は、使用にあたって公共基準点の取扱いに留意し、その保全に努めるとともに､周辺を汚さないよう努めること。

5　測量標本体及び立ち入り施設に損害を与えた場合は､申請者の費用で原形復旧すること。

6　作業者は､測量標の使用を完了したときは､公共基準点現況及び使用報告書に次の書類を添付して、村長に提出すること。

　（1）　精度管理表

　（2）　成果表､網図の写し

　（3）　その他村長が必要と認める書類等

7　作業者は､測量標及びその周辺に工事の予定があることを知り得た場合には、速やかに村長に連絡すること。